

指宿広域市町村圏組合女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の
特定事業主等を定める規則

(平成28年指宿広域市町村圏組合規則第6号)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき，女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の特定事業主を管理者と定め，管理者が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。